

京都市上下水道局公印規程の一部を改正する規程を公布する。

令和5年3月31日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉川 雅則

京都市上下水道局管理規程第6号

京都市上下水道局公印規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局公印規程の一部を次のように改正する。

改正前	改正後												
(公印の種類及び種別) 第2条 (略) (1) 庁印 <u>管理者が必要と認める組織の</u> 名称を刻印したもの (2) (略) 2・3 (略) 別表第2 (第5条関係)	(公印の種類及び種別) 第2条 (略) (1) 庁印 <u>京都市公営企業管理者上下水道局長 (以下「管理者」という。)</u> が 必要と認める組織の名称を刻印したも の (2) (略) 2・3 (略) 別表第2 (第5条関係)												
<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>保管者</th></tr></thead><tbody><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>その他の 公印</td><td>職員課長、契約会計課長、お客 さまサービス推進室管理課長、 営業所長、<u>北部配水管理課長、</u> <u>南部配水管理課長、北部給水工</u> <u>事課長、南部給水工事課長、浄</u> <u>水場長、疏水事務所長、施設管</u> <u>理事務所長、水道管路建設事務</u> <u>所長、水環境保全センター所</u> <u>長、鳥羽水環境保全センター吉</u> <u>祥院支所長、下水道管路管理セ</u></td></tr></tbody></table>	名称	保管者	(略)	(略)	その他の 公印	職員課長、契約会計課長、お客 さまサービス推進室管理課長、 営業所長、 <u>北部配水管理課長、</u> <u>南部配水管理課長、北部給水工</u> <u>事課長、南部給水工事課長、浄</u> <u>水場長、疏水事務所長、施設管</u> <u>理事務所長、水道管路建設事務</u> <u>所長、水環境保全センター所</u> <u>長、鳥羽水環境保全センター吉</u> <u>祥院支所長、下水道管路管理セ</u>	<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>保管者</th></tr></thead><tbody><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>その他の 公印</td><td>職員課長、契約会計課長、お客 さまサービス推進室管理課長、 営業所長、<u>配水管理課長、配水</u> <u>管理課担当課長、給水工事課</u> <u>長、給水工事課担当課長、浄水</u> <u>場長、疏水事務所長、施設管理</u> <u>事務所長、水道管路建設事務</u> <u>所長、水環境保全センター所</u> <u>長、鳥羽水環境保全センター吉</u> <u>祥院支所長、下水道管路管理センタ</u></td></tr></tbody></table>	名称	保管者	(略)	(略)	その他の 公印	職員課長、契約会計課長、お客 さまサービス推進室管理課長、 営業所長、 <u>配水管理課長、配水</u> <u>管理課担当課長、給水工事課</u> <u>長、給水工事課担当課長、浄水</u> <u>場長、疏水事務所長、施設管理</u> <u>事務所長、水道管路建設事務</u> <u>所長、水環境保全センター所</u> <u>長、鳥羽水環境保全センター吉</u> <u>祥院支所長、下水道管路管理センタ</u>
名称	保管者												
(略)	(略)												
その他の 公印	職員課長、契約会計課長、お客 さまサービス推進室管理課長、 営業所長、 <u>北部配水管理課長、</u> <u>南部配水管理課長、北部給水工</u> <u>事課長、南部給水工事課長、浄</u> <u>水場長、疏水事務所長、施設管</u> <u>理事務所長、水道管路建設事務</u> <u>所長、水環境保全センター所</u> <u>長、鳥羽水環境保全センター吉</u> <u>祥院支所長、下水道管路管理セ</u>												
名称	保管者												
(略)	(略)												
その他の 公印	職員課長、契約会計課長、お客 さまサービス推進室管理課長、 営業所長、 <u>配水管理課長、配水</u> <u>管理課担当課長、給水工事課</u> <u>長、給水工事課担当課長、浄水</u> <u>場長、疏水事務所長、施設管理</u> <u>事務所長、水道管路建設事務</u> <u>所長、水環境保全センター所</u> <u>長、鳥羽水環境保全センター吉</u> <u>祥院支所長、下水道管路管理センタ</u>												

ンター所長、みなみ下水道管路管理センター担当課長、ポンプ施設事務所長、下水道建設事務所長、水質第1課長及び水質第2課長	一所長、みなみ下水道管路管理センター担当課長、ポンプ施設事務所長、下水道建設事務所長、水質第1課長及び水質第2課長
---	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(上下水道局総務部総務課)